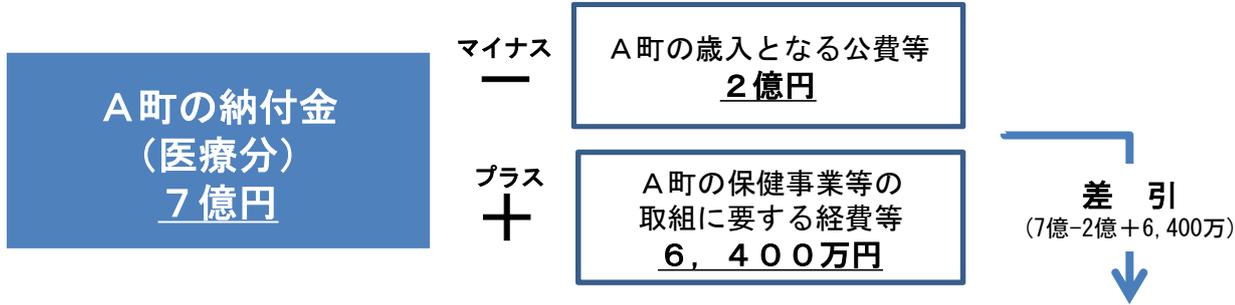


○市町村標準保険料率(理論値)(医療分)算出過程(例)

以下の前提条件により、A町を仮定し算出。
 ○前提条件1：所得総額 45億円
 ○前提条件2：被保険者数 8,000人
 ○前提条件3：世帯数 4,800世帯



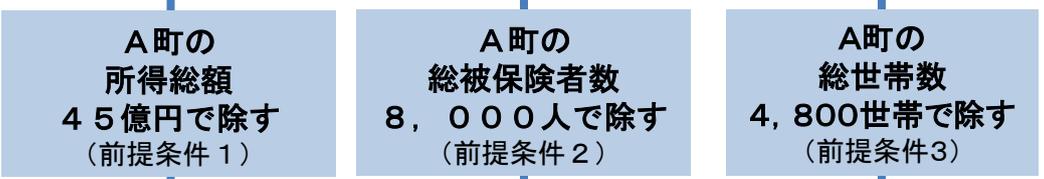
A町の保険料収納必要総額 5億6,400万円

これを標準的な収納率(94%)で除す (5億6,400万円 ÷ 0.94)
 (平成29年度規模別平均収納率の被保険者数5,000人以上1万人未満区分の収納率である93.88%に基づく。なお、この事例においては、計算過程を分かりやすくするため、94%で算出。)

A町の賦課総額 6億円

- 1 応能割と応益割の比率**
 応能割と応益割の比率は、「48.1 : 51.9 (※)」を基準に、所得水準の高い市町村は応能割が高く、所得水準の低い市町村は応能割が低くなるように調整する。
 ⇒ この事例では、A町の比率を、仮に「応能割 : 応益割 = 50 : 50」と設定する。
 ※) 今年度国から示された宮城県の所得係数であるβ値(0.927)に基づく。
- 2 均等割と平等割の比率**
 均等割と平等割の比率は、70 : 30を基準に、世帯数が多い市町村は平等割が高く、世帯数が少ない市町村は、平等割が少なくなるように調整する。
 ⇒ この事例では、A町の比率を、仮に「均等割 : 平等割 = 71 : 29」と設定する。

応能割 賦課総額 (50%) 3億円	応益割 賦課総額 (50%) 3億円	
所得割 賦課総額 3億円	均等割 賦課総額 (71%) 2億1,300万円	平等割 賦課総額 (29%) 8,700万円



標準保険料率 (理論値)	所得割率	均等割額	平等割額
	6.67%	26,625円	18,125円

注) 市町村標準保険料率は、あくまで「理論値」であり、実際の各市町村の保険料(税)率を示すものではない。